

議第 24 号 呉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する高齢者部分休業の制度を導入するため、条例を制定するものです。

高齢者部分休業は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が、定年退職日までの間、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度です。なお、当該休業をした時間については、給与を減額します。

2 条例の内容

(1) 条例の趣旨（第 1 条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 高齢者部分休業の内容（第 2 条）

ア 高齢者部分休業は、通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として承認するものとします。

イ 高齢者部分休業ができるのは、55 歳以上の職員とします。

(3) 高齢者部分休業取得中の給与（第 3 条）

高齢者部分休業のため勤務しない場合には、給与を減額することとし、その減額する額を定めます。

(4) 退職手当の取扱い（第 4 条）

高齢者部分休業のため勤務しなかった期間は、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を、退職手当の額の算出の基礎となる在職期間から除算することとします。

(5) 承認の取消し又は休業時間の短縮（第 5 条）

高齢者部分休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときには、高齢者部分休業を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとします。

(6) 休業時間の延長（第 6 条）

通常の勤務時間の 2 分の 1 に満たない時間で高齢者部分休業をしている職員については、2 分の 1 を超えない範囲内まで休業時間を延長することができることとします。

(7) 委任（第 7 条）

条例の施行に当たって必要となる事項は、規則で定めることとします。

(8) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（付則第 2 項）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）の規定に基づき、修学部分休業、高齢者部分休業をしている職員の業務に従事させるため、任期付短時間勤務職員の採用を可能にするための規定等を整備します。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 新旧対照表

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（付則第2項の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <hr/> <p><u>(1) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号）第14条の規定による介護休暇</u></p> <hr/> <p>の承認</p> <p><u>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認</u></p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認</u></p> <p><u>(2) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号）第14条の規定による介護休暇又は第14条の2の規定による介護時間の承認</u></p> <p><u>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認</u></p>